

3 横浜市西部地域療育センター運営事業

3-1 横浜市西部地域療育センター肢体不自由児通園施設

(1) 運営方針

主に保土ヶ谷・旭・瀬谷区の就学前の運動発達に遅れがみられる児童・肢体不自由児を対象に、治療・訓練・集団活動を統合した療育を実施します。

原則として新入園児は、親子通園の形態とし、保護者が療育場面に参加し、療育の基本的な考え方、療育の技術及び児童の特徴を学ぶための支援を行います。継続児については、児童のみの単独通園や親子分離の形態も取り入れて、家庭や就学後等における療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族教室等により保護者支援を行うとともに、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら支援を行います。

なお、今年度は5クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 一人ひとりの障害特性を理解し、保護者と一緒に将来児童が生活をしていく上で必要な支援に視点をおいた総合的な療育サービスを展開します。

イ 保護者との面談の機会を増やすことで、安定した家庭生活が送れるための保護者支援を強化します。

ウ 要医療重症児に対し、主治医と連携した体制に基づき、それぞれの児童に適合した分離・単独のプログラムを実施します。

(3) 定員 40人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団療育・個別療育

運動能力の向上、感覚・認知能力の向上、コミュニケーション能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、感覚遊び、音楽リズム、教材指導、製作活動等個々の児童の発達状況に合わせた集団及び個別でのプログラムを行います。

イ 生活支援

食事、排泄、着替えなど日常生活能力の向上や健康の増進を図るための支援を、家庭との連携により実施します。摂食機能に障害のある児童については、食事の場面等において必要な訓練等を行います。

ウ 治療・機能訓練

運動機能の向上及び二次障害の防止のため、発達段階に応じた個別評価・機能訓練を実施します。また、プール利用等遊びを取り入れた療育を実施します。

エ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族教室等を通じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

オ 行事

誕生会、園外プログラム、おたのしみ会等の定例的な行事のほか、季節感のある行事を実施します。

3-2 横浜市西部地域療育センター知的障害児通園施設

(1) 運営方針

主に保土ヶ谷・旭・瀬谷区の就学前の知的障害児等を対象に、集団及び個別での療育を実施します。

原則として新入園児は、親子通園の形態とし、保護者が療育場面に参加し、療育の基本的な考え方、療育の技術及び児童の特徴を学ぶための支援を行います。継続児については、児童のみの単独通園や親子分離の形態も取り入れて、家庭や就学後等における療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族教室等により保護者支援を行うとともに、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら支援を行います。

なお、今年度は12クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 一人ひとりの障害特性を理解し、保護者と一緒に将来児童が生活していく上で必要な支援に視点をおいた総合的な療育サービスを展開します。

イ 保護者との面談の機会を増やすことで、安定した家庭生活が送れるための保護者支援を強化します。

(3) 定員 50人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団療育・個別療育

コミュニケーション能力の向上、感覚・認知能力の向上、運動能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、ルール遊び、運動遊び、音楽リズム、プール遊び、教材指導、製作活動等集団の相互作用を活かしたプログラム及び個々の児童の発達状況に合わせた個別プログラムを行います。

イ 生活支援

食事、排泄、着替えなど日常生活能力の向上や健康の増進、地域社会での適応能力の向上を図るための支援を、家庭との連携により行います。

ウ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族教室等を通じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

エ 行事

誕生会、園外プログラム、おたのしみ会等の定例的な行事のほか、季節感のある行事を実施します。

3-3 横浜市西部地域療育センター診療所

(1) 運営方針

主に保土ヶ谷・旭・瀬谷区の障害のある児童またはその疑いのある児童を対象に、医学的な診断・評価・各種検査・機能訓練を行うとともに、当センターの各部門が必要とする医療に関する専門機能を提供し、必要に応じ地域の医療機関との連携を図ります。また、学齢障害児に対する相談、専門医療、生活支援等に関するシステム整備を継続します。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 利用希望の増加に対して、適切に初診枠を設定するとともに、再診枠の確保、個別訓練の頻度保障に努めます。

イ 初期療育グループの運営形態の見直しを図り、継続療育への円滑な導入を目指し、療育ルートを再構築します。

(3) 事業内容

ア 診療（診療科目）

・精神科 ・神経科 ・小児科 ・リハビリテーション科 ・耳鼻咽喉科

イ 各種クリニック

利用児に対して補装具を提供するため、ブレースクリニック及びシーティングクリニックを開設し、処方等を行います。また、リハセンターの協力を得て、整形外科的検診を実施します。

摂食機能に障害のある児童の支援については、医師、看護師、理学療法士、栄養士等関係職種が連携して摂食クリニックを開設し、摂食・嚥下機能、食器操作等の評価を行い、訓練支援を実施します。

ウ 医学的検査

医師の処方に基づいて、脳波検査、脳波聴力検査を中心とした臨床検査を行います。

エ 機能訓練

理学療法、作業療法、言語療法、聴能訓練、心理指導を各専門職員により実施します。

オ 外来グループ

早期療育の一環として、低年齢児あるいは障害の診断が確定しない児童に対する評価・治療や地域の幼稚園・保育所に並行して通っている児童に対する支援を行います。

センターでの初診後、日が浅く、育児不安のある保護者への支援を、一部グループで実施します。

カ 保護者教室

外来利用児の保護者に対して、保護者支援の一環として医師その他専門職員による保護者教室を実施します。また、初診を申し込まれている方を含む、センターを利用する幼児、学齢児の保護者を対象とした療育講座について、幅広いテーマを設定して実施します。

3-4 横浜市西部地域療育センター障害児地域巡回事業

(1) 運営方針

区福祉保健センター、児童相談所、リハセンター等との連携を図りつつ、保土ケ谷・旭・瀬谷区内における地域療育システムづくりを推進するため、関係機関・施設等が必要とする専門サービスを提供します。また、幼稚園・保育所訪問や療育セミナーの開催をとおして、関係機関への支援を行い、障害児の地域生活を支援する連携システムの強化を図ります。

今年度も、小学校における発達障害児等への対応を支援するために、学校訪問によるコンサルテーションや教職員を対象とした研修会を開催するなどの学校支援事業を、継続して実施します。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

- ア 相談部門機能を活用し、家庭の事情等により継続療育を利用することができない発達障害がある児童及びその児童が通う保育所等に対して、診療部門と連携した支援を試行します。
- イ 学齢児新患の待機期間が長くなっているため、センター利用の申し込みがあった保護者に対し、電話相談や来所による相談について積極的に周知し、実施していくことで、受診前の保護者の不安の軽減に努めます。

(3) 事業内容

ア 療育相談

保土ケ谷・旭・瀬谷区の福祉保健センターに医師等専門職員を派遣し、4 か月、1 歳 6 か月乳幼児健診と連携して、障害の早期発見のための療育相談を区福祉保健センターのスタッフと合同で、概ね各区月 1 回（半日）実施します。

イ 幼稚園・保育所、地域訓練会等への技術協力

障害児が在籍している幼稚園・保育所、地域訓練会等に専門職員を派遣して、相談に応じるとともに療育上の技術協力を行います。また、必要に応じて、センターの利用につなげるきめ細かい支援を行います。

ウ センター利用児等への支援

センター各部門と協力して、家庭やセンター利用児等が通う幼稚園・保育所及び学校等を訪問するなど、必要な支援を行います。

エ センター利用児の就園・就学後の支援

センター利用児が就園・就学後、効果的な療育が継続できるよう、家庭や幼稚園・保育所及び学校等を訪問し、必要な支援を行います。

オ 療育セミナー等

保土ケ谷・旭・瀬谷区における幼稚園・保育所等の関係施設スタッフ等を対象に、障害に対する理解を深め、センターの円滑な利用を図り、障害児に対する医学・療育知識等を研修する機会の提供を目的として開催します。

また、各区福祉保健センター、幼稚園協会等のニーズに応じて、スタッフを派遣

します。

カ 学校支援事業

小学校の教職員を対象に、発達障害児等への対応について、センターの有する専門性を発揮し、学校訪問によるコンサルテーションや研修の実施を内容とする技術支援を行います。

具体的には、教室等の環境設定に関することや児童とのコミュニケーションに関する助言及び特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修等を行います。

また、昨年度からの教育関係機関の機構改革に対応し、各区児童指導協議会や方面別教育事務所との連携を推進します。

キ 地域ニーズへの対応

担当エリアが抱える地域特有のニーズを検証しながら、引き続き関係機関への支援や利用児の社会参加支援、保護者への支援等、重要課題に柔軟に対応するための取組みを実施します。

3-5 横浜市西部地域療育センター児童デイサービス事業所（ぴーす鶴ヶ峰） 新規

(1) 運営方針

主に保土ヶ谷・旭・瀬谷区の就学前の高機能発達障害児に対する週 1 回の集団療育、保護者に対する支援及び利用児が並行利用する幼稚園・保育所への技術支援等を実施します。

西部センター本体と一体的に運営を行うとともに、関係する他部署の職員との連携に努め、一人ひとりの児童が地域の中で自信をもって、安心して生活できることを目指します。

※今年度当初は 5 クラス 28 人の利用で開始する予定ですが、年度途中からの利用についても検討・調整します。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア 高機能発達障害児に対する集団プログラムを心理職とともに考え、実施します。

イ 保護者が児童の障害特性を理解し安心して子育てができるように支援します。

ウ 幼稚園・保育所の併用児が多いことから、関係機関への連携を図ります。

(3) 定員（日々） 12 人（利用人数 48 人）

(4) 通園設定日数 158 日

(5) 事業内容

周囲に理解されにくい障害特性、認知特徴を客観的に捉え、障害特性からくる生活しづらい側面を分析し、必要な配慮を積極的に行いながら、児童たちが「できた」「楽しい」と思えるような集団活動を展開します。

ア 集団活動

自己肯定感、社会性の育成、認知能力の向上を目標に、製作活動、運動遊び、音楽リズム、ルール遊び、調理等集団の相互作用を活かした活動や興味に合わせた活動を行います。また、幼稚園・保育所などの大きな集団とは異なり、6 人という小集団の中で個々のニーズに合わせたきめ細かい療育を提供します。

イ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、保護者教室、クラス懇談などをおし、児童の特性を理解できるように支援します。また、同じような悩みや不安を抱いている保護者同士が気軽に話し合える環境を設定し、情報交換をしたり悩みを共有しながら、ゆつたりと子育てに向かえるように支援を行います。

ウ 関係機関技術援助

利用児にとって地域の母集団である幼稚園・保育所等と積極的に連携をとりながら、児童デイサービス事業の周知を図り、支援を実施します。